

令和 3(2021) 年度第 4 回伊丹市男女共同参画審議会議事録

【開催日時】 令和 3 年（2021 年）7 月 12 日（月）14 時 00 分～16 時 00 分

【開催場所】 伊丹市役所 議会棟 3 階 議員総会室

【出席委員】 中里委員、西尾委員、和田谷委員、田島委員、白井委員、太田委員、石崎委員、黒瀬委員、松浦委員、福本委員、佐藤委員、虎谷委員（12 名出席、順不同）

【事務局】 下笠市民自治部長、浜田市民自治部参事、田中男女共同参画担当主幹、同和・人権推進課職員

【署名委員】 石崎委員と黒瀬委員

【傍聴者】 1 名

【議事次第】

- 1 開会
- 2 議題
 - (1) 各項目の具体的取組について
 - (2) 重点目標について
- 3 閉会

会 長： 第4回伊丹市男女共同参画審議会を始める。本日の会議は、委員14名のうち、欠席は二名、他二名の方が少し遅れての出席となり、現時点で10名以上の出席があるため、会議を成立するものとする。また、傍聴人が1名である。

今回の会議録の署名委員は石崎委員と黒瀬委員である。

今回は第三期計画の体系の確認と、各項目の具体的取組について、検討した。今回は前回から引き続いて議題1の「各項目の具体的取組について」を会議の前半で審議し、後半で議題2の「重点目標について」、アイデアを出していただく形で、進めたい。

本審議会の開催は本日終わると、残りは3回になり、最後の1回は最終確認の回となるので、今回と次回で、大体計画の姿が見えるように議論を進めていきたい。

議題1の「各項目の具体的取組について」に入る。

資料24は、A3横長の4ページもの、資料で前回までの審議会の議論と事後提出意見をもとに現行計画及び国の第5次計画の内容も踏まえて、事務局が体系及び具体的施策を整理している。

資料の24の一番右の欄が、今回は文章として表記している。

本日はこの資料の細かな言い回し等は今後も修正できる。

体系分類は大きな枠から大分類・中分類・具体的取組と分かれる形の体系になっており、その体系全般について、確定をしていきたい。

事務局： 資料24は前回の審議会で配布した資料21の表、第三期計画の体系表素案をさらに具体化したものになる。作業にあたっては、これまでの審議会での各委員の意見の趣旨を踏まえ、現行計画及び国の第5次計画の内容と比較しながら、整理した。

作業の概要としては、項目から中分類までの体系の再度の見直しを行うと共に、それと整合する具体的取組案を、項目名のみで示していたものを文章化したものになる。

具体的取組案の欄については、審議の便宜のため、取組内容を簡潔に示す項目名を付していた資料21からの変更とし、左欄の項目のレベルで暴力に関する項目を4ページの5として追加した。

また、大分類のレベルで、3ページの項目3「女性の活躍の推進」の中に、大分類7として、「意思決定過程への女性の参画拡大」を追加した。

項目1の「男女共同参画に関する啓発・教育の推進」の大分類1と3を、拠点施設こころの役割を踏まえ、啓発、教育、市民の主体的な学習、相互啓発の区分となるよう変更した。

併せて、この大分類1に、中分類3として記載のあった、性暴力の防止に関する啓発の強化を、暴力に関する項目に移行させた。

また、中分類4として記載のあった「地域での研修の場」は、現時点で取組内容として特記するものがないため、削除した。

2 ページ目の項目 2 の「仕事と生活の調和の推進」について、大分類 6 の「多様な働き方の推進」のうち、中分類として記載していた「労働時間の見直し」は、中分類に吸収させるものとして削除した。

資料 21 で、大分類 6 の次に、大分類 7 として記載していた「多様なライフスタイルの促進」は、大分類 6 の中の中分類 4 として移行させた。

3 ページ目の項目 3 「女性の活躍の推進」の大分類 9 「女性のキャリアの形成支援」において、中分類 3 として、「女性の就業及び就業継続への支援」を追加した。

項目 4 の「困難を抱える女性への支援」について、大分類 11 の「自殺の防止」をもう少し幅を広げるため、大分類名を「心身の不調を抱える女性への支援」とするとともに、中分類 2 として、「女性特有の心身の変化に関する理解の促進」を追加した。

また、同じ項目 4 において、障害者、外国人等に関する事項として、4 ページ目に、大分類 14 として、「複合的に困難な状況にある人への対応」を追加した。

項目 6 「男女共同参画の視点による防災の推進」については、「防災に関する意思決定過程への女性の参画拡大」と、ここいでの支援に言及するため、中分類を 3 つに増やした。

以上の主な変更点のほか、全体として体系の文言表現の整理と、体系の見直しに整合させた具体的取組案の追加、変更及び文言の整理等をした。

最後に、資料 24 の検討の便宜のため、委員の手元に、検索性として、第二期伊丹市男女共同参画計画から、第三期計画への移行先一覧を配付させていただいている。こちらは第二期の具体的施策と第三期の具体的取組案が、必ずしも概念が一致しているわけではない状態での、概ねの移行先や吸収先等を示している。完全なものではないことをご了承の上、ご活用いただければと思う。

会 長： 当審議会の中での意見等取り入れて、体系的に見ていけるように修正をさせていただいたと思う。

項目、大分類、中分類の体系や分け方や配置等や中分類に対応する具体的な取組案について、概ね確定していきたい。具体的取組の中の文章表現などの細かい修正に関しては、次回以降の審議会で修正の機会がある。

本日は中分類までの全体の体系とその文言、具体的施策案の過不足や内容の適否について、意見をいただきたい。

今回でこの体系全体に項目を挿入、削除、場所の入れ替えを、大体固めていきたい。項目 1 「男女共同参画に関する啓発教育の推進」について、意見をいただきたい。

委 員： ジェンダーという言葉も、たくさん盛り込めてとてもいい。国なんかもジェンダーという言葉も、嫌がっている状況がある中で、ジェンダー平等とかジェンダーという言葉がたくさん出ているのは、すごくいいなと思う。

1-2-1-①のジェンダー教育の充実のところ、固定的性別役割分担意識だけがジェンダーの問題ではないので、ジェンダー教育、その役割分担だけが男女平等の問題ではないので、本当に育んでいくような、お互い尊重し合えるような、男女だけではないこともあるので、そこはもう少しひと工夫できたらいい。

会 長： こういった内容を含む必要があるとか、固定的性別役割分担意識以外でこのジェンダー教育の中で、必要と思われることやこれはジェンダー教育かどうかというふうに思われるところも含めてこの計画の中で、学校教育でいれるべきものがあれば、上げていただければと思う。

委 員： ジェンダーの刷り込みによって、偏見を持つことが問題である。男だから女だからとか男らしさ女らしさのことだけにとらわれると、逆に危険なことになる。ジェンダーバイアスが問題であるということを書いていくことが大事なかなと思う。

会 長： 固定的性別役割分担は、「男は仕事、女は家庭」だけになるが、職業の中でのバリエーションとか職務分離とか、こういうところに配置するのは、女性が向いている理由で配置するとかは、固定的役割分担の言葉だけだと埋もれることもある。それを含めたジェンダー差別全般の議論も幅広く含まれるので、次回以降の修正の中で、意識した表現にしていいただければと思う。

委 員： 大分類1「拠点施設ここいろを中心とした市民への多様な啓発の推進」で、色々な記載があり、同じく大分類3の「市民による啓発の促進」の右側で、「ここいろの事業の充実」がある。重複していると感じ、似たようなことを記載されているような気がする。大分類1で、「ここいろを中心とした啓発の推進」と、ここいろ関係の方は、ここに集約させて、まとめた方がいいのではないかと思った。

1、2、3と番号を振っているが、1～3は優先順位とかあるものなのか。重要なものを順番に挙げられているとか、そういう決まりなどあるのか。

事務局： 大分類1のここいろ部分については、「ここいろから市民への多様な啓発」という部分を、内容として記載している。大分類3のここいろについては、「市民による啓発の促進」になる。市民への啓発の部分については、市が直接的に啓発をする部分が難しいところもある。

啓発拠点のここいろが言葉として出てくるし、市民による啓発についても、市民が一番近い立場である拠点施設ここいろが出てくる。場所としては重複しているが、主体や対象となってくるのが別になるので、分けて表記している。

番号が重要順という点は、必ずしもそういうわけではない。市民の方が関わってくるので、1番は市民の啓発の部分の話は出るが、最終的には内部の話とな

るので、最後にしており、必ずしも重要順というわけではない。

中分類や具体的取組の場合は、基本的なものが上にくるような形で表記している。

会長： 大分類の順番に意味がなく、中分類以降は、基本的なものや全体にわたるようなものから、具体的なものや、絞ったものという順番で、重要度ではなく、幅の広さとかの順序になっている。

啓発をする人材を育てるここいろの事業であると理解はしたが、疑問は起こる可能性はある。

委員： 体系表に関して、気がつくところはそこまでなかった。

文章の記載の仕方、中分類①-②「固定観念やアンコンシャスバイアス（無意識の思い込みによる影響の排除）」との記載があり、具体的取組案のところにも、同じように、最後の方に「アンコンシャスバイアス（無意識の思い込み）」に関する啓発を推進する」という記載がある。2回繰り返す必要があるのかどうか。

大分類の2「学校等における教育の推進」、中分類の1「児童生徒等への教育の充実」の③「性暴力の防止を含めた性教育の充実」、この具体的取組の③-1「子供が性暴力を認識し、加害者にならず、被害を認知し、訴えることができるように」とあり、「子供が加害者にならず」と入れることにより、文章の流れが悪くなる。「加害者にならず」をいれなくて、「子供が性暴力を認識し、被害を認知し、訴えることができるよう」と記載する。もし、加害者になる危険についても何か記載する必要があるれば、それは別に記載したほうが、読みやすくするほうがいいかなと思う。

③-2「未成年者の妊娠が増加する、社会状況を踏まえ」、「思いがけない妊娠を防止するため」と記載があり、妊娠、妊娠と続く。例えば、「性行為の低年齢化が、増加する社会状況を踏まえ」とか、また、「性行為の低年齢化が進行する社会状況を踏まえ」というように性行為の低年齢化は、データ上もわかっていることなので、そういうふうに変える。

「生命の大切さを学ぶ」とともに、確かにそうだが、それをここにいれるとわかりづらくなるので、「思いがけない妊娠を防止するため」とか「望まない妊娠を防止するため」と記載する。

低年齢や未成年者の妊娠は、ほとんどが思いがけない妊娠または望まない妊娠なので、「児童生徒に対し、性行為に関すること」と記載があるのだが、「性行為や妊娠による女性のリスクに関する教育を発達段階に応じ、実施する」とかに記載する。

会長： 今ぐらいのレベルの意見いただいて、直すことは次回からその次にかけても可能か。

事務局： 内容の適否を、指摘をいただき、「内容に関するもの」と「表現に関するもの」があったと思うが、表現の方は、今回の指摘を受けて変わった後のものについて、再度審議をいただければありがたい。

会長： 項目が抜けたりする可能性もあるので、明らかにおかしい部分を直せばいいと思う。

次回の会議前にお気づきの点があれば、次回に修正が可能なので、後から言っていたことでいいのではないか

具体的取組案の横の見出しは、この表を見やすくするための見出しとの理解で、この資料だけの見出しという理解でいいのか。実際の計画の中でも、見出しをつけるというつもりか。

事務局： 今回の項目名というのは、わかりやすくするための時限的なものであり、意見等があれば、残すべきだとか話も含めて、意見があればいただければと思う。

会長： 資料の意図としては、右の具体的取組案の記載してある内容を一目で、見つけられるように、どういう内容が含まれている等を見やすくするためにつけている。

重複前提でつけており、重要な表現を抜き出している。今のタイトルのようにアンコンシャスバイアスが右にもあり、重複しているとの意見をいただいたが、右の長く記載しているものを一目で、「何が右の欄にあるか」を示すためだけに、資料用に入れた表現である。

委員： アンコンシャスバイアスという言葉、1度は括弧に入れて無意識の思い込みという説明をされているので、またその具体的取組の中で、括弧に入れて無意識の思い込みとせずに、省略をしてもいいと思う。

会長： 右側の方は、今後文章修正しながら残る。左の方は、この通りに計画に反映されるかどうか。

委員： 具体的取組の横の見出しは、全部消えるということか。

事務局： 具体的取組欄の左側の見出しは、時限的にわかりやすくなるように、項目として記載している。時限的なものなので、消える想定ではあるが、継続してこの項目名がいるとか、意見いただければと思う。

会長： 必要な項目が漏れていないか、余分や重複しているのではないかといった部分を見つけやすいように、見出しをつけている位置付けである。

委員： 大分類 2 の中分類 1-③「性暴力の防止を含めた性教育の充実」の項目で、「命の大切さの性教育」と「性暴力」と分けたほうがいい。どちらも性暴力になっているが、まず「命の大切と学ぶ発達段階に応じた低年齢の性教育」の項目と、「性暴力を認識して、被害を認知」というのは未成年での妊娠とか、思いがけない妊娠が、関係してくるがここは一緒になっているので、そこ分けたほうがいいと思う。

会長： 仮に分けるときに③の下に 2 つつける、形で分けるのか。③、④というふうに分けて、以下ずれていく。さらに階層化させるのか。並列に中分類の下に一段階で、①から⑥とかにするか。ここはご検討いただく。

内容としては、その性暴力の部分とそれ以外の命の大切さに繋がるような性教育や妊娠出産に関する性教育とは内容的に分けたほうがいいのではないかとの意見としておきたいと思う。

体系の中で、数字分け、横並び、階層化について検討いただきたい。

項目 2「仕事と生活の調和の推進」について、意見やご質問等願う。

委員： 大分類 4「性別に関わらない仕事と子育て・介護との両立支援の促進」、中分類 3 の「男性の子育て・介護への参加促進」で「参加」というと軽いなと思う。女性の方が主たる子育てに関わる人または介護者をやっていることが前提にあるので、「参加」というふうに、記載していると思うが、「参加」には違和感があり、男性の子育て、介護へ「従事」でもない。

大分類 6「多様な働き方の推進」、中分類 3 の①「中小事業者、市内事業者とのマッチング支援」の項目があり、並列なのかどうか、中小事業者と市内事業者は別物か。市内の中小事業者というふうにひとくくりにはできるものなのか。

長い文章の方の「関係機関と連携して中小事業者、市内事業者」とあるので、これは何か分ける意味があるのかが気になった。

例えば、中分類 3「地域の労働需要と女性の就労ニーズのマッチングの促進」になっており、「就労」と「就業」の言葉が、すごく色々なところで、使われていて、できればどちらかに、合わせる方がいいかなと思う。明らかに何か違う意味で使っているのであれば、違うように使う必要があるかもしれない。

会長： 「参加」という表現は迷うところで、「女性の様々な意思決定の場へ」の時は、「参画」で少し関わりの強さを表現するために、「参加」とは別に「参画」の言葉を使う。男性の参加という言葉の軽さを避けるために、こういう文脈で「参画」と記載している文章は、時々見かけるので、「参画」の表現もありうる。

「参画」という言葉の出てきた経緯を考えると「意思決定とかの場への関わり」というのとはまた若干違う言葉の方が良い気がする。「参画」という言葉だと、いかがか。

委員： 「参画」の方が、重い感じがする。

会長： 「参画」のほうが強調しようとしている意図は「参加」よりあるが、それが妥当な日本語か、「主体的な関わり」とか、「主たる関わり」というのも一部のように聞こえるので、ご検討いただく、あるいは意見いただくということする。

次に中小事業者と市内事業者、何か意図がある並列なのか。

事務局： 提案している文章が、事務局の意思を細部に至るまで、精査して反映させたというのではなく、委員の言われた言葉をそのまま記載していることもある。

「市内の中小事業者」というように要件を限定した方がいいかどうか迷う部分もあり、並列的に記載している。

「市外の中小事業者のマッチング」というのもあり得るのか、「市内の中小ではない大きな事業者」とのマッチングもあるべきなのかというのが、そのすぐ下の具体的取組「ものづくりなどの人手不足業種とのマッチング」というところとも絡むが、幅広く取れるようにした。意図をはっきりさせた方がよければ、市内の中小事業者というような形に、はっきりと直すほうが妥当かもしれないと思っている。

会長： 「市内の中小事業者」というふうに、計画の中では限定していく方針で、そこから漏れる点としては、市外の中小事業者、市内の大企業ということになる。

伊丹市の計画なので、現実的な路線として絞っていくのも一つの考え方であり、市の働きかけがしやすいところや、働きかけをして、意義のあるところに絞るのも一つのアイデアだと思う。幅を広げる表現に変える必要があると思う。

委員： 日本社会は、大企業が少なく、零細企業も含めて中小企業が圧倒的に多いから、「中小」とわざわざ入れなくてもいいかもしれないし、「市内の事業者をはじめとする様々な事業者」とかに変えてもいい。

委員： 市として、何ができるか、国政ではないので、「市内事業者、事業場、(中小企業を含む)」とか記載するとよい。「大企業だけでなく、中小零細企業も含む。」とそこまで記載しなくて、「市内事業者等」でもいいのかもわからない。

会長： 市内事業者で「市内」という限定を設定すると、規模に関しては、重点的に中小事業所を扱う、あるいは中小企業を扱うのは戦略としてあり得るかもしれない。限定すると、後からの実際の動きが制限されることにはなる。

委員： 女性が就労場所を探している時のイメージとして、大きな企業の事務職みたいなイメージで、思ってしまうので、中小企業や色々な企業の仕事をしてもらって、マッチングをしたらいいのではないかという話だったと思う。

それで中小事業者というのが先に出てきていたと思う。

ただ、一方で、伊丹市は中小企業が多く、市内事業者と記載しても結論は一緒になることになる。

取組が掲げられた趣旨のようなものを、どこかその最終的な計画の文面の中で導入部分とか、その背景部分で大きな項目ごとや大分類ごとに、説明を入れるのであれば、そこで入れた方が、いいのかもしれない。

「市内事業者（中小企業）」、あるいは「中小事業者をはじめとする市内事業者」や「各中小事業者含む」とか、記載することは、それはそれでわかりやすいかなと思ったが、経緯を説明する場所が、ここではないのかもしれないと思う。

会 長： 「市内」ということは記載し、「中小企業」と注記するかは実際入れてみて、次回検討してもいい。ここの項目の意図としては、マッチングしづらいところを、マッチングさせる内容を含むものだという事は忘れないように、どこかに記載していくというところまでを今日のまとめとする。

「仕事と生活の調和の推進」に関して、意図的な区別しているところを除いて、「就業」と「就労」の記載も統一できる範囲で、統一してもらおう。

委 員： 「女性就労希望者とのマッチング」、女性に限定している意図を教えてください。

ものづくりなど、人手不足業種、流通業も慢性的な人手不足であり、他にも人手不足業種はたくさんあると思うが、物づくりにある程度限定して記載した理由というのを教えてください。

事務局： 委員の意見をふまえて記載している。女性のマッチングについても、女性に限定している趣旨の話だったので、女性限定で記載している。

ものづくりの部分についても、同様である。

委 員： 大分類 6 中分類 3-③のミスマッチの精査による年代に応じたきめ細やかな就労支援というのは、男女関係なく、例えば就職氷河期の煽りを食らった方への対応なども含めて記載してあるという認識でいいか。

事務局： 中分類が「地域の労働需要と女性の就労ニーズのマッチングの促進」になっているので、基本的には女性限定になろうかと思う。

委 員： 前回の計画を見ると、その具体的施策の横に担当部署の記載があり、これは今回の計画にも担当部署みたいなものが入るイメージか。

事務局： どこまでを計画に表記するのは、まだ決定しているわけではないので、現時点で記載するのは難しい。

委員： 市民が、市がどういうことをしてくれるのか、どういうサポートしてくれるのかがわかる方が、実効性があり、使い勝手がいいようなものになると思う。市の施策の部分は明確にした方が、わかりやすい。

会長： 色々な事業が計画の途中で追加された場合に柔軟に対応するためには、固定的な部分を外した方がいいことはある。担当課を記載するかどうかは別として、市が、何ができるのかを、明確にする点は注意して、わかるような形にはしていただければと思う。

ものづくりの点、そこに特化した項目を作るかどうかという点についても、議論した方がいいということなので、最初の議論から思い出していただきながら、議論してはいかがか。

委員： 2-6-3-②「ものづくりなど人手不足業種とのマッチング支援」は、記載内容にもよるが、①の方に、入れるのは少し具体的すぎるかなと思う。

大分類の方では、「女性の就労ニーズのマッチングの促進」の項目で、①と②の文章の最後が、「正規雇用につなげる」とまで記載しているが、正規雇用か非正規雇用かという社会問題を意識しすぎている。就労ニーズは、女性であっても男性であっても、短時間労働への就労を希望される方もおり、まちまちである。

最後の締めくくりの文章で言うと、「マッチングを支援する」で、止めてもいい。雇用形態の中に正規雇用を希望する方もいれば、短時間での就労を希望する方もいると思う。

会長： 正規雇用と非正規雇用の格差の問題に関して、その趣旨は、自由な選択に見えるが、非正規雇用を選ばざるをえない問題点が今までの議論であった。その意図を反映していると思うが、項目として、「正規雇用につなげる」と記載するのも、複雑な内容が伝わりづらいという可能性は確かにある。削除し、その議論の内容が全く入らないのももったいない気もするが、この項目として、それでその言葉で終わらせるか

委員： 先ほどの正規雇用の議論が、「多様な働き方の推進」の中にあるので、「正規雇用につなげる」ということまで記載するかどうか、非正規雇用で働きたい女性の就労率全体を上げる趣旨であれば、「正規雇用につなげる」ということまで記載するのはどうかという指摘は、確かにと思う。

ただ、男女賃金格差に繋がっているという部分があり、非正規労働者の中で、女性が圧倒的に多い事は、数字上明らかなので、大分類8「男女格差の解消」、1「男女間の賃金格差」の具体的取組②のところに「非正規雇用に占める女性の割合が多い」の項目で、非正規雇用とかの事を明確に記載するようにして、多様な働き方ということで、「正規雇用につなげる」ということまでも記載しな

くても、いいのかなと思う。

会 長： 「マッチングを支援する」という内容に留めておいて、雇用の形態での問題については、次の項目でしっかりと取り組むようにする。計画の中で、その格差の課題というものが、入るように、気をつけるということをお願いしたい。

委 員： 項目3「女性の活躍の推進」の「男女格差の解消」になっているが、「男女格差」ではなく「男女間経済格差の解消」なのかなと思う。

大分類8-中分類1の「男女間の賃金格差解消による経済格差の解消」が非常にわかりづらく、具体的取組②の「非正規雇用の女性の待遇改善の促進」に繋がりにくい。

例えば、「職場における男女間格差の解消」に変える。具体的取組の①と②は職場の話なので、①は「職場における昇進機会の均等の確保」とか「均等化の促進」、「昇進機会の均等化の促進」に変更する。

①は、「事業者に対し、昇進機会の男女の均等を図るよう啓発を行う」とか「均等を図るよう啓発を行う」とかに変更したほうがいいのかなと思う。

②は、「非正規雇用の女性の待遇改善の促進」までいるのか「待遇改善」でもいい。

大分類2の「女性の就労意欲向上」を「就業」とするのだろうか。

具体的な取組②「働きたい女性が就業調整を意識せず働くことができるよう」、「その税制等による就業調整を意識せず働くことができるよう」入れた方がわかりやすい。

「税社会保障制度の意義に関する正確な情報を提供する。」は女性に対してということでもいいのか。

大分類8「男女格差の解消」の中分類1「男女間の賃金格差解消による経済格差の解消」はすっきりしないので、何か変えられないかなと思う。

会 長： 「賃金格差解消による経済格差の解消」の表現に意図があり、簡略化したと考えられる。賃金の中で出てきた表現をそのまま残していることだと思う。「賃金格差解消による経済格差の解消」は、シンプルにするように再検討いただくことにする。

委 員： 正規雇用になれば、全てが解決するみたいにとれるが、正規雇用になれば、責任がついて回る。パートなどの非正規雇用で働き、同じお店でずっと働くという、メリットを享受し、そのためにパート等で仕事している方もたくさんいると思う。

働き方は、それぞれの生活に応じており、正規雇用が絶対であるかの記載をするよりかは、同一労働同一賃金のようなものを法律が推進することになってきている。

同じ仕事をしている人には、当然同じ処遇で賃金支払うべきである。能力の発揮であるとかジョブ型の人事制度というような流れになってきているのかはわからないが、仕事に応じて、賃金を支払うのが当たり前の社会になっていく方向に持って行く方が、男女関係なくあるべき形かなとは思う。

正規雇用への転換の制度を整備しておくというのは、法律上必要になってきておりから周知した上で、チャレンジする方にはチャレンジしてもらえばよい。

正規雇用にならないとその方の能力がすべて発揮できないとか、社会に対して、還元できないことではないので、その点の記載は考えたほうがよい。

会 長： 委員の指摘はどこの部分か。

委 員： 大分類 8-中分類 1 具体的取組②「非正規雇用の女性の待遇改善の促進」の「正規雇用への転換が促進されるよう」と記載があり、正規雇用でなくてもいいのではないかと思う。非正規雇用であろうと責任のある仕事をして、その責任に応じた処遇や賃金を会社が支払えばいい。

例えば、人事異動がないとか、同じ場所で働けることに対して、当然賃金の差はついて仕方がないし、制度上あってもいい。会社の制度の中で機能していればいいと思う。

会 長： 現実的に格差があるところで格差をなくすためには、正規雇用に移行することで格差をなくす。根本的には、職種とか雇用形態による格差を社会としてなくしていくのが、前提であり、それが求められている。

限られた選択肢の中で、非正規雇用の方に誘導されるという問題をどう解決するか。正規雇用へ転換することで、その格差を少しでも埋められるのであればいいという議論になっているような気はする。

ただ、この短い中にこれだけを記載すると、そのあたりの論理が、抜けることもあり、表現が難しい。将来的に取り組むべき目標としては、指摘があった方向で、雇用形態によって同じ内容の仕事をしている、あるいは同じ価値の仕事をしているのに、賃金や立場の保証も含めて、差がある状態を解消するのが一番である。

その点を 3-8-1-②は待遇改善との見出しとして、記載がある。

中身としては、正規雇用への転換という記載があり、そこをどういう記載にするかの問題は非常に難しい。

意見と前提となっているこの正規雇用という言葉が入ったこと的前提も確認したので、その両方を含められる表現に変えていくことが必要である。

3-8-2 の「女性の就労意欲向上」という表現が、市民として女性が見られたときに、意欲はあるけど、それを発揮できる環境がないという問題を指摘される可能性がある。

表現として、「意欲向上」に狭めるのは、問題があると感じた。意欲を生かせ

る環境を作る方向の表現にならないか。意欲の低さそのものの問題に狭めて、いかどうかは、疑問に思う。

委員： 非常に矛盾したメッセージだと思う。正規雇用が全てではないとはいいながらも、就業意欲の向上をとということなのだが、身近な事例では1人親で、子供を育てていくのに、非正規雇用だと、保険も何もつかない。非正規雇用でいいじゃないと言いながらも、非正規雇用では生きていくのにすごく大変なのだという問題がある。

ここはすごく大事だと思う。ジェンダーギャップは賃金格差の問題が大きく、解消していけるような施策を立てないといけない。

会長： 非常に重要な部分なので、いただいた意見を、反映した表現がないかを事務局と相談し、次回の会議で提案できるようにしたい。

枠組みとして、今出た議論を反映するような表現に変更する。

委員： 女性が正規雇用への転換をすれば、何でも解決するものでもないという話もよくわかる。一方で、非正規雇用になるとなかなか正規雇用に転換できないので、男女間の賃金格差が大きくなっているという部分がある。

市役所等でも非正規雇用の方達が3分の2か3分の1とかを占めているだとも問題になっている。正規雇用への転換に向けた取組が促進されるように、モデル事例などの情報を共有する。その意義やモデル事業などを情報提供することは、市の取組としても、大事なかなと思う。正規雇用への転換は残していただけらと思う。

項目4「困難を抱える女性への支援」で、大分類11は、「心身の不調抱える女性への支援」とあり、「女性への」となり、中分類1の「自殺の予防」、②「男女共同参画からの視点の啓発」のところは「男性の固定的性別役割分担意識からの孤立のリスク」ということで、ここに関しては男性のことが記載されており、統一する必要があるのかと思う。

会長： 正規雇用については、両方をうまく組み込んだアイデアが出るかどうかわからないが、次回までに考える。

項目4-大分類11-中分類1の「自殺の予防」において、項目4は困難を抱える女性の支援というふうに枠があるので、そこに男性の問題をどう入れるか、男性孤立とか、男性の健康をどう入れるかの難しい課題はある。事務局から補足いただいたらと思う。

事務局： 自殺については、現実的には男性の方が多いという事実がある。

伊丹市健康づくり計画の中に、自殺対策計画があり、その計画の中で、男女問わず自殺に対する防止策が計画されている。

男女共同参画計画において、どこまで男性の自殺や女性の自殺の部分を記載していくのかというところがある。健康の部分について、男性と女性というのを、どの程度記載していけばいいのか、苦慮したところである。

女性については、この部分についても、女性の支援ということで記載をした。ただ、男女共同参画の視点からの啓発の部分では、男女ともに、啓発ということで、自殺の予防につなげていきたいので記載した。

会長： 男女共同参画計画の中に、男性に関する項目をどう入れていくのかという難しさである。女性センターから男女共同参画センターに変わった自治体が多いように、女性のための施策というところからスタートして、その必要性もまだ残っている中で、男性の方も見据えるように変わってきている。

項目4を女性に限定しないとすると、何とかこの枠の中で、男性の自殺の問題をどこかに位置づけるということになる。

委員： 項目4「困難を抱える女性への支援」のように男性も別の項目を立てるべきだろうと思う。男性も孤立の問題や暴力の被害が深刻なものがあることがわかってきている。男性のことを言うのであれば「困難を抱える女性への支援」というように「女性」と言っている限りは、ここに入れるのはやはり問題があると思う。

事務局： 現行の計画の第二期計画の中でも、自殺予防などの健康の話は、性差に配慮した健康施策を推進するというので、女性の支援という形で限定はしておらず、大きな項目として、健康政策的な意味合いで、1項目がある。

今までの議論の中で、健康施策を男女ともに性差に配慮したものにすべきとする意見は出ておらず、逆に自殺が多くなってきているとのことだったので「困難を抱える女性への支援」の項目の中の一つだと理解してもいいだろうと思い、「困難を抱える女性の支援」に入れ込んでいる。

健康に配慮したとなると、本市では健康づくり計画とかの健康政策部門が個別計画を作って、進めており、男女それぞれの性差に応じ、または、男女共に施策をやっていると思うので、そのあたりの出し方は実は苦慮したところである。

国の計画なども健康に関しては、独立して男女問わないで男女とも実施するイメージであり、大きな1項目として出されている。国の第5次計画も確認はしている。

委員： ②「男性の固定的性別役割分担意識からの孤立のリスクなど」と記載しないで、例えば「性別に関わらず」というふうに記載するとかも考えられる。

委員： 男性を問わず自殺は予防しなければならないし、男性の固定的性別役割分担意識だけから、自殺をしているわけではない。例えば、仕事のプレッシャーだとか

色々なものもあるから、「性別に関わらず」とかの違う言葉に変えてしまえばいいのかもしれない。

会 長： 女性への支援と項目があり、女性を抜いてしまうと、明らかにおかしくなる。女性を含め、男性も女性も含むという記載をし、両方含む表現にすることにより、大きな枠組み変更はせずに行くということではいかが。

委 員： 項目4「困難を抱える女性への支援」の大分類12「貧困と生活上の困難に直面する女性への支援」で「単身女性・非正規労働等の女性の孤立・貧困への支援と社会との繋がり確保」となっている。単身女性と非正規労働の女性というように、個別なのか、それとも単身で非正規労働の女性なのか。これが何を意味しているかで随分と違うと思う。

非正規労働の女性であっても、配偶者がたくさん稼いでいる人であれば、離婚とかがない限りは貧困になかなか陥りにくいと思う。これは単身非正規労働の女性という意味で、一つのグループのことについて話しているのか。単身の女性、非正規労働の女性について記載しているのかの整理が必要である。

事務局： 委員のご指摘の通り、「単身かつ非正規なのか」、「単身または非正規なのか」という辺りについては、議論の中から特定ができなかったもので、少し曖昧で幅広な表現にしており、意見いただけたらと思う。

会 長： 単身女性の非正規雇用なのだろうと思う、その非正規雇用の状態で結婚して、離婚することによって、貧困に落ちるといった問題が指摘されている。何か単身非正規と限定するのも、ちょっと狭めるような気がする。

委 員： 項目4を見る限り「困難を抱える女性への支援」ということで、現在、困難を抱えている女性という前提であり、大分類12「貧困等生活上の困難に直面する女性への支援」ということで、すでに困難に陥っているのであれば、単身かつ非正規労働の女性かなというふうに思う。

単身女性でも、稼いでおられる方もいるし、非正規労働でも配偶者がすごく所得の高い方であれば問題はない。困難を抱えている女性であれば、一番貧困に陥りやすいというか、現状陥っていることが多いのは単身かつ非正規労働の人なので、その人達にターゲットにするのであれば、単身非正規労働でこの中黒はいらない。

委 員： その続きの大分類13で「ひとり親家庭」というのが、子供がいる女性については、経済的支援である等が比較的用意されていると思うが、単身でかつ非正規の女性については、こぼれ落ちやすく、網を張って欲しい趣旨で、発言した。単身かつ非正規労働ということでは考えていた。

会 長： ここは無職も含むのか。非正規雇用と中分類で限定するのが適切かどうか、大項目で貧困等々幅広くあって、そのあとに非正規雇用と限定することに意図があれば、あえてそうしたらいいと思うが、そこはどうだろうか。

失業状態も含むことを意図したものなのか、非正規雇用で就業しているということに限定した方がいいのかという点については、いかがか。

委 員： 現時点で困難に直面しているという意味では、非正規雇用の方だけではなく、失業や、要は経済的に自立が困難とか経済的に困窮している単身女性ということで、入れてもらうと思う。

会 長： 失業等を含む表現に変えるという方向で検討いただきたいと思う。

事後意見で防災士のことについて意見があり、その防災士の資格だけでなく、その後の支援というのを、強調して計画に入れるということの意見も反映した案にしている。

活躍の機会づくりにも重点を置くという意図である。

また、次回でも文言等は議論いただけるということで、今日の時点で思いつかなかったところは、事務局と相談して、提案をさせていただく。

議題2は事務局から説明をしていただければと思う。

第三期計画の冒頭に、今後5年間の方向性を全体として示す新計画の柱となる重点目標あるいは基本方針というものを置く必要がある。どこに重点を置くかということについて、意見をいただきたいというのが今日の議題2になる。

今日議論できるかを含めて事務局の方に、どういうところに気をつけて意見をいただきたいのかということについて、説明いただけるか。

事務局： 第二期計画31ページに、基本理念及び重点項目というページがあり、基本理念と取り組む内容で、基本目標が記載されている。

第二期計画の基本理念に該当する部分は、伊丹市総合計画の基本方針の「性別に関わらずすべての人がそれぞれの個性と能力を發揮できるまち」という部分に該当すると思っている。

これに対して、基本目標とするのか、重点目標とするのか、どこに主眼を置いて5年間の方向性を示すようなものを設定していく形になってくる。

細かい事業をやるという形ではなく、大きな視点での目標的な重点的なものを設定していただければと考えている。第二期計画と同じようなこういう基本目標を立ててというものを想定しているわけではない。

会 長： 前回の計画では重点項目というのに星印をつけて、たくさん挙げられた施策の中でいくつかピックアップをした方法であったのだが、そのやりかたではなく、力を入れるものを、もう少し抽象度の高いレベルで、明確にしておく。

この5年間で、取り組むべき課題というものについて、明確にしておく意図になる。現計画の基本理念ほど抽象的でもないという、目指すべき社会という、四つぐらいかなり抽象度の高いものが、上がっている。「女性の就労」のことはかなり大きな話題になったことと「性暴力を含めた性に関する教育」のところは今までたくさん意見が出てきたところと認識している。

「女性の就業に関わる格差の是正に関わること」と「性教育、性暴力の問題」は、重要なこととして出ていると思う。

他に、重点項目としてあげたらいいのではないかとということがあれば、出していただいてまた次回それは議論することになる。

委員： ジェンダー教育のところは外さずに、ジェンダー教育、現在教育の通り一遍ではなく、ジェンダーの意識を育むような教育を根本的に考えると思う。

会長： 確かに、一つの特徴とできるかもしれない。他はいかがか。

委員： 市民にとって、ジェンダーの教育やジェンダーという言葉の持つ意味を、どこに記載するのは別として、理念なのかあるいはその啓発の冒頭の部分にあれば、目標が明確になってくると思う。

会長： 計画の中への入れ方の問題とも言える。先ほどのジェンダー教育という中に、そういうところを含めた内容だと思うので、そこに入れる形で対応できるか、あるいは対応する必要があるかなと思う。

私が二つぐらい上げて、もう一つジェンダー教育も出ましたのでそこを、第一案として出しておいて、次回、改めて、そこに追加するものがあれば、加えていくというようなことでスタートとしてはその三つを大きな課題として、目標や重点的に取り組むものを、取り上げるということによろしいか。

委員： 虐待防止がかなり前回より抜け落ちてきているような気がする。虐待防止、性暴力防止もかなり入れ込んであるが、虐待防止はどうなっているかなと思う。

会長： DVとは別の意味で子供の虐待ということによろしいか。

委員： 直接的な虐待である。

会長： 重点項目として入れたほうがいいのかという意味か、今のこの計画自体に薄まっているという意味か。

委員： 薄まっている印象を受けている。

会 長： 男女共同参画の計画とどう結びつけるのか、男女共同参画と子どもの虐待はどこに位置づけるかという難しさはある。

委 員： 暴力は、ジェンダーが根本に原因としてあると思っているので、それは外せないのかなと私は思っている。

会 長： 例えば、どこに今の枠組みでいれるといいのか。

委 員： こども関係でいいと思うが、大分類2の学校等における教育の推進のところでもいいのかなと思うが。多分、幼稚園保育所全部を含んで学校でいいとは思う。

会 長： 事務局にたたき台を作成してもらい、私もその過程で今日の議論が入るかどうかの確認をする。

次回は、本日の二つの議題の再検討に加えて、各項目の説明文や成果目標の設定についても議論していきたい。

本日伝えきれなかった意見があれば、先ほどの文言のご指摘も含めて、意見記入用紙が配布されているので、本日は2週間以内を目安に事務局に提出願う。

これで第4回の審議会を終了する。

次回、第5回の日程は事前にいただいている日程表から8月24日午後2時からとする。

(閉会)

伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針第5条第3項の規定により、ここに署名する。

令和3年(2021)年 月 日

署名委員

署名委員